

指導監査の状況について

1 指 導

指導は、介護サービス事業者等が適正なサービスを行うことができるよう、「介護給付等対象サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」に関する周知を徹底することにより、「サービスの質の確保」及び「保険給付の適正化」を図ることを目的として行うものである。（介護保険法第23条、第24条）

（1）集団指導

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回、講習会方式により実施する。

（2）運営指導

介護サービス事業者ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則として、指定又は許可の有効期間内に1回、実地により実施する。

なお、人員、設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがある場合、介護報酬請求について不正又は不正の疑いがある場合が確認され、著しく悪質な請求と認められた場合などにおいては、運営指導を中止して直ちに監査へ変更する。

（3）指導監査等の重点項目（令和7年度）

①虐待防止及び身体拘束の防止

- ・虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
- ・虐待防止及び身体拘束廃止のための指針の整備
- ・虐待防止及び身体拘束廃止のための研修の定期的な実施
- ・虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者の配置
- ・やむを得ず身体拘束を実施した場合の理由の記録整備

②介護報酬請求の適正化

- ・基準条例に定める人員の確保
- ・基準条例に定める設備の確保
- ・基準条例に基づく適正な運営の実施
- ・加算届出に係る算定要件の充足、減算要件抵触の是非

③介護職員等処遇改善加算の適正な請求

- ・適正な処遇改善計画の作成と職員への周知
- ・処遇改善計画に従った賃金改善、キャリアパス要件及び職場環境等の改善の実施

④通所介護事業所における宿泊サービスに係る届出等の遵守並びにガイドラインの規定に基づいた人員、設備及び運営等の適正化

- ・ 宿泊サービスの実施
- ・ 届出の実施
- ・ ガイドラインの規定に基づいた人員、設備、運営の確保
- ・ ガイドラインの規定に基づいた非常災害対策の実施

⑤感染症や防災対策の充実強化

- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施
- ・ 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施
- ・ 防災計画等の作成及び設置
- ・ 洪水時等における避難確保計画の作成及び訓練の実施（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設の場合）
- ・ 災害時に備えたライフライン等の点検実施（短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護医療院に限る）
- ・ 一定要件を満たす協力医療機関の連携確保、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応の確認（年1回以上）、協力医療機関名称等を県へ届出（施設系サービス及び居住系サービスのみ）

※施設系サービス：令和9年3月31日まで努力義務、居住系サービス：努力義務

（４）令和6年度運営指導の結果

実施事業所数	改善指導等事業所数		
1, 034	244		
	(実施事業所に対する割合：約23.6%)		
	内容別 ※重複あり	人員	23
		設備	14
		運営	277
		請求	44
		その他	0

2 監 査

監査は、人員基準違反、運営基準違反、不正請求、不正の手段による指定、高齢者虐待若しくはこれらの疑いがある場合に、対象の介護サービス事業所等に対して、帳簿書類等の提出や立入検査等を行うことにより、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置をとることを主眼として実施するものである。（介護保険法第76条等）

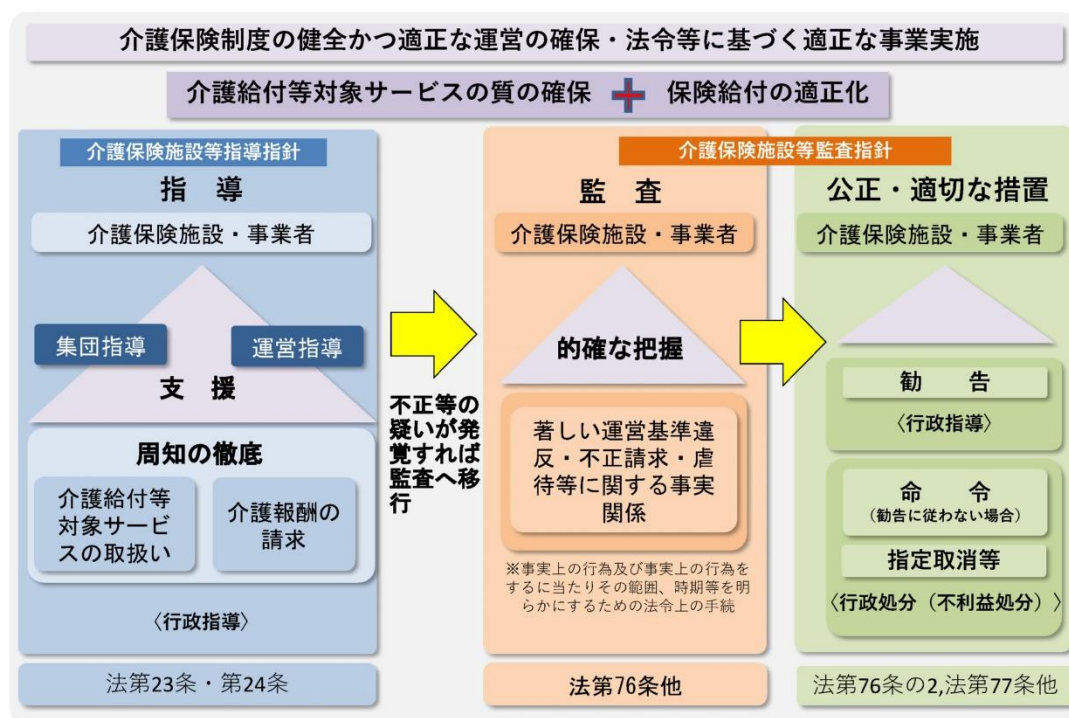
（１）監査対象の選定基準

通報・苦情・相談等に基づく情報や、国民健康保険団体連合会、地域包括支援センターへ寄せられる苦情など、様々な情報から必要があると認める場合に立入検査等により実施する。

（２）監査後の対応

監査の結果、不正は認められるが、運営基準等の適合性が不十分である場合は、行政指導（必要に応じて勧告）を行うことになる。さらに行政処分を行うことが必要であると認められる場合には、改善命令（勧告の内容に応じなかった場合のみ）、指定の効力の全部又は一部停止、指定取消を行うことになる。

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



(厚生労働省 HP より)

3 運営指導・監査で指摘された事項等

(1) 人員基準について

項 目	指摘事項	備 考
従業員の員数	○訪問介護員等の員数が <u>常勤換算方法で2.5以上</u> となっていない。	訪問介護
	○サービス提供責任者が同一法人内の <u>有料老人ホームの施設長を兼務</u> していた。	訪問介護
	○ <u>生活相談員が配置されていない</u> 日が確認された。	通所介護
	○ <u>看護職員が配置されていない</u> 日が確認された。	通所介護
	○ <u>介護職員の必要数を満たしていない</u> 日が認められた。	通所介護
	○介護に直接携わる職員のうち <u>政令で定める資格を有せず、かつ認知症介護に係る基礎的な研修を受講していない者がいた。</u>	通所介護
	○ <u>ユニットリーダーが選任されていない。</u>	介護老人福祉施設（ユニット型）
	○医師の配置が <u>常勤換算方法で入所者の数を100で除して得た数以上配置されていない。</u>	介護老人保健施設
	○従業員の <u>配置時間が不足</u> している、兼務により基準を満たさない。	
管理者	○専らその職務に従事する <u>常勤の管理者が置かれていない。</u>	
	○管理者の変更等があったにもかかわらず、 <u>変更届の提出がされていない。</u>	

(2) 設備基準について

指摘事項	備 考
○指定申請時に添付した平面図と相違している。	
○消火設備の使用期限が過ぎていた。	

(3) 運営基準について

項 目	指摘事項	備 考
内容及び手続の説明及び同意	○重要事項説明書を <u>交付、説明、同意したことが確認できない。</u>	
	○重要事項説明書の記載内容と <u>実態との整合が図れていない。</u>	※実施地域、職員数等
	○運営規程の記載内容と重要事項説明書の <u>記載内容が相違している。</u>	
	○障害福祉サービスから訪問介護サービスに切り替わった利用者において、訪問介護サービスに関する <u>重要事項を記した文書の交付が行われていない。</u>	訪問介護
サービス提供困難時の対応	○当該事業所において、サービス提供が困難と認められる場合に、 <u>居宅介護支援事業者への連絡、サービス計画書の変更、適当な他の介護サービス事業者等の紹介その他の必要な措置がされていない。</u>	
サービス提供の記録	○サービス内容の <u>記録に不備</u> があった、記録等が <u>保存されていない。</u>	
	○入所に際して、入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、 <u>入所者の被保険者証に記載していない。</u>	介護老人福祉施設、介護医療院
サービスの基本取扱方針	○緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合に、 <u>その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。</u>	※短期入所系、施設系サービスのみの対象 ※未実施の場合 身体拘束廃止未実施減算が適用される。
	○身体的拘束等の適正化のための <u>対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。</u>	
	○身体的拘束等の適正化のための <u>指針を整備していない。</u>	
	○従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための <u>研修を年2回以上実施していない。</u>	
	○提供するサービスの <u>質の評価を行っていない。</u>	
	○ <u>主治の医師による指示を確認した上で、サービスの提供を行っていない。</u>	訪問看護

項 目	指摘事項	備 考
サービス計画の作成	○各サービス計画について、 <u>未更新、記載内容の不備、記載漏れ等</u> があった。	
	○管理者がサービス <u>計画を作成していない</u> 。	通所介護、短期入所療養介護
	○管理者が通所介護計画を <u>利用者に交付していない</u> 。	通所介護
	○通所介護計画の期間終了に際し、目標の達成状況の <u>記録を行っていない</u> 。	通所介護
	○通所リハビリテーション <u>計画が利用開始後に作成されている</u> 。	通所リハビリテーション
	○相当期間（概ね4日）以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者について、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護 <u>計画が作成されていない</u> 。	短期入所生活介護
管理者の責務	○当該事業所での関係書類の保管を含め、 <u>従業者及び業務の一元的な管理が行われていない</u> 。	
運営規程	○運営規程の記載内容と <u>実態との整合が図れていない</u> （自己負担割合、実施地域、営業日、サービス提供時間、職員数等）。	
	○運営規程に <u>記載されていない項目があった</u> （緊急時における対応方法、虐待防止のための措置に関する事項等）。	
勤務体制の確保等	○兼務する職員の勤務表等について、 <u>それぞれに従事する時間帯が明確に区分されていない</u> 。	
	○ <u>出勤簿が作成されておらず</u> 、勤務実態が確認できない。	
	○従業者と勤務時間を記載した <u>勤務形態一覧表を作成していない</u> 。	
	○職場におけるセクシャルハラスメント又はパワーハラスメントにより <u>従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない</u> 。	福祉用具貸与

項 目	指摘事項	備 考
業務継続計画の策定等	○業務継続計画が策定されていない。	※未策定の場合 業務継続計画未策定減算が適用される (居宅療養管理指導、特定福祉用具販売除く)。
	○業務継続計画に必要な研修及び訓練が年1回以上実施されていない。	
	○定期的に業務継続計画の見直しを行っていない。	
非常災害対策	○非常災害に対する具体的計画が策定されていない。	
衛生管理等	○感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催していない。	
	○感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。	
	○感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が年1回以上実施されていない。	
口腔衛生の管理	○歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対し、口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っていない。	介護老人福祉施設、介護老人保健施設
	○当該施設の従業者又は歯科医師が、入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施していない。	
	○歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画が作成されていない。	
掲示	○運営規程の概要等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。	
	○重要事項説明書の掲示に協力医療機関が記載されていない。	介護医療院
秘密保持等	○サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。	
事故発生時の対応	○利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合に市町村等に連絡を行っていない。	

項 目	指摘事項	備 考
虐待の防止	○虐待の防止のための <u>対策を検討する委員会が定期的に開催されていない。</u> ○虐待の防止のための <u>指針が整備されていない。</u> ○虐待の防止のための <u>研修が年1回（施設系は年2回）以上実施されていない。</u> ○虐待の防止のための <u>措置を適切に実施するための担当者が置かれていない。</u>	※未実施の場合 高齢者虐待防止措置未実施減算が適用される（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売除く）。
会計の区分	○サービス事業の会計と他の事業の会計が <u>区分経理されていない。</u>	
記録の整備	○各委員会の <u>議事録が整備されていない。</u>	

（４）報酬請求について

項 目	指摘事項	備 考
人員基準欠如による減算		看護職員、介護職員、夜勤職員等
高齢者虐待防止措置未実施減算		
特定事業所加算	○ <u>計画的な研修の実施、会議の定期的開催、文書等による指示及びサービス提供後の報告、定期健康診断の実施がされていない。</u>	訪問介護
中重度者ケア体制加算	○通所介護を行う時間帯を通じて <u>専ら通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していない。</u>	通所介護
口腔機能向上加算	○ <u>口腔機能改善管理指導計画の内容に不備が見受けられた。</u>	通所介護
夜間看護体制加算（Ⅱ）	○看護職員が <u>24 時間連絡できる体制（オンコール体制）に対応していない。</u>	特定施設入居者生活介護
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	○「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」の内容に基づいた <u>業務改善を継続的に行っていない。</u>	特定施設入居者生活介護
安全対策体制加算	○事故発生の防止のための <u>措置を適切に実施するための担当者が、安全対策に係る外部における研修を受講していない。</u>	介護老人保健施設